698-806/862MHzの周波数帯の全部又は一部を、周波数帯が一次的基礎で分配されている他の業務、特にIMTの導入のために移動業務に用いることを決定する可能性があり、他方、他の国では、放送業務がその周波数帯で運用され続けること。

k)　470-862MHzの周波数帯又はその一部では、一次的基礎で固定業務への分配があること。

l)　幾つかの国では698-806/862MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動業務に分配されていること。

m)　645-862MHzの周波数帯は、第5.312号に掲げられている国では、一次的基礎で航空無線航行業務に分配されていること。

n)　認識事項k)及びm)で定められている周波数帯での、移動業務と、放送、固定及び航空無線航行の業務との両立性は、ITU-Rによる更なる研究が必要なこと。

o)　ITU-R勧告M.1036は無線通信規則のIMT用に特定された帯域において、IMTの地上系を実施するための周波数配置を提供していること。

p)　ITU-Rは、ITU-RレポートM.2241、BT.2215及びBT.2248を制定し、本決議の関連で両立性の研究をいまだ継続していること。

以下を強調し、

a)　全ての主管庁において、地上放送は、情報通信基盤の重要な一部であること。

b)　主管庁には、以下の柔軟性が与えられなくてはならないこと。

－　他のアプリケーションの必要性及び現在のスペクトルの利用を考慮し、特定された周波数帯の中から、どれほどのスペクトルをIMTに利用可能にするかを、国内で決定すること。

－　必要に応じて、それぞれの既存システムの固有の導入状況に合わせて、各国ごとの移行計画を策定すること。

－　特定された周波数帯が当該周波数帯に分配されている全ての業務のために使うことができること。

－　特定の利用者の需要及びその他の国内の事情に合わせて、IMTに特定された周波数帯を利用可能及び使用する時期を決定すること。

c)　最貧国、経済的な移行期にある過大な債務を抱えた貧しい国並びに広い国土及び加入者の密度の低い国土の国々を含んだ開発途上国の特有の必要性、国内状況及び環境を満足させなくてはならないこと。

d)　これらの周波数帯が現在分配されている全ての業務によるこれらの周波数帯の現在及び計画中の使用状況に考慮しつつ、IMTの地上系による調和の取れたスペクトル利用の恩恵に対し、適切な考慮が及ぼされるべきであること。

e)　IMTに1GHz以下の低い周波数帯を利用することは多くの国で人口過疎地と人口密集地との間の格差を埋めることにも役立つこと。

f)　IMTへの周波数の特定はこれらの周波数帯が分配されている業務や用途による当該周波数帯の使用を排除するものではないこと。

g)　放送業務及び他の一次的基礎での分配の業務による470-862MHzの周波数帯の使用も、GE06協定で扱われていること。

h)　移動及び放送の業務を含め、周波数帯が分配されている異なる業務の必要条件も考慮される必要のあること。

以下を決議し、

1　IMTを導入している又は導入しようと計画している主管庁は、利用者の需要及び他の考慮に基づき、第5.286AA及び第5.317A号で特定された周波数帯の中で、IMTに特定された1GHz以下の周波数帯の使用及びセルラー方式による移動通信網のIMTへの発展の可能性を考慮すること。

2　790-862MHzの周波数帯については第一地域及び第三地域、698-806MHzの周波数帯については第二地域並びに無線通信規則第5.313A号に掲げられている主管庁において、アプリケーション又はシステムを導入する際には、以下のITU-Rへの要請事項で定めているITU-Rの研究の結果及び勧告されている手法を考慮に入れることを、主管庁に対し勧奨すること。

3　主管庁は、470-806/862MHzの周波数帯において、他の一次的基礎での分配の地上業務と同様、既存及び将来の、アナログ及びデジタルの双方の放送局を、保護する必要性を考慮に入れるべきこと。

4　決議事項２で取り上げられている周波数帯でIMTの導入を計画している主管庁は、導入の前に全ての隣接する主管庁と調整を行うものとすること。

5　第一地域（モンゴルを除く。）及びイランにおいては、移動業務の無線局の導入はGE06協定に含まれる手続の適用の対象となるものとすること。その場合、

a)　調整が不要な移動業務の無線局を配置したり、影響を受ける可能性のある主管庁の事前同意を得ることなく移動業務の無線局を配置したりする主管庁は、GE06協定を遵守して運用している主管庁の放送業務の局に対し受け入れられない混信を起こしたり、それらの局からの保護を要求してはならないものとする。これには、GE06協定の§5.2.6により必要とされる署名のある誓約を含むことが望ましい。

b)　調整が不要な移動業務の無線局を配置したり、影響を受ける可能性のある主管庁の事前同意を得ることなく移動業務の無線局を配置したりする主管庁は、GE06プランに加わっている他のいずれの主管庁による、将来の追加的な放送の分配又は割当てのGE06プランへの参加やMIFRへの登録に対しても、そうした無線局との関係で、異議を唱えたり妨げたりしてはならない。

6　第二地域では、IMTの導入は、アナログからデジタルテレビジョンへの移行についての各主管庁の決定に依存するものとすること。

以下をITU-Rに要請し、

1　790-862MHzの周波数帯については第一地域及び第三地域での、698-806MHzの周波数帯については第二地域での、そして第三地域においては第5.313A号に掲げられている主管庁での、認識事項f)で示すように、新しい移動及び放送のアプリケーションによる使用の可能性について、それがGE06協定に与える影響も含めて、研究を継続し、放送業務、特にGE06プランの最新のもの及び将来の展開も含め、現在それらの周波数帯が分配されている業務をどのように保護するかに関するITU-Rの勧告を制定すること。

2　ITU-Rへの要請事項１で定められている周波数帯における、異なった技術特性を持つ移動システム間の両立性を研究し、新しい考慮がスペクトル配置に及ぼす可能性のある影響について指針を提供すること。